

緑地管理業務委託要領

1 芝生管理

(1) 機械芝刈（肩掛式）

- ア 芝生地内にある石、空き缶等障害物は予め取り除くこと。
- イ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら・刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- ウ 樹木の根際、さく類の周りなど、機械刈りの不適當、又は不可能な場所は手刈りとする。
- エ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。

(2) 芝生施肥

- ア 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。
- イ 施肥は、原則として降雨直後等で葉面が濡れているときは行わないこと。

(3) 芝生除草剤散布

- ア 指定薬剤と同等の効果が期待できる除草剤を使用しようとする場合には、施設担当者との協議のうえ使用すること。
- イ 希釈液は指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布すること。
- ウ 樹木、草花、通行人及び隣地等にかからないよう十分注意すること。
- エ 葉害の疑いが生じた場合には、速やかに施設担当者に報告し、その指示に従い処置すること。
- オ 薬剤の空ビン、空き袋等は受託人が持ち帰ること。
- カ 散布むら等、効果のなかったところは、施設担当者の指示に従い補正散布すること。
- キ 散布作業は、人体への影響を充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。

(4) 手拔除草

- ア 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。
- イ 抜き取った雑草は、適正な処理方法に基づき速やかに処分すること。
- ウ 抜き取った雑草は、適正な処理方法に基づき速やかに処分すること。

2 樹木管理

(1) 樹木剪定

ア 高中木・玉物剪定

- (ア) 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行うこと。
 - (イ) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き自然形に仕立てること。
 - (ウ) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
 - (エ) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。
 - (オ) 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
 - (カ) 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。
 - (キ) 樹枝が歩道等にかからないように剪定すること。
- イ 生垣刈込
- (ア) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端を揃えること。

(イ) 刈り取った枝葉は速やかに処理すること。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。また、刈り込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃すること。

ウ 寄植え刈込

(ア) 成育状態に応じ、刈地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。

(イ) 植込内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

(2) 樹木施肥

ア 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥方法について施設担当者と協議すること。

イ 群植、大規模な寄植えの場合は、植込地内に均一に散布すること。

(3) 植樹帯殺虫剤・殺菌剤散布

ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意すること。

イ 上記1(3)を準用する。

(4) 寄植地手拔除草

ア 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。

イ 抜取跡地は不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。

ウ 抜き取った雑草は、適正な処理方法に基づき速やかに処分すること。

3 オロシマチク管理

(1) 機械刈込

ア 成育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。

イ 植込内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

(2) オロシマチク施肥

群植、大規模な寄植えの場合は、植込地内に均一に散布すること。

(3) 手拔除草

ア 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。

イ 抜取跡地は不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。

ウ 抜き取った雑草は、適正な処理方法に基づき速やかに処分すること。

4 芝、草、枝葉処理

(1) 緑地管理作業により発生した処分材（刈芝、剪定枝葉、刈草、拔取り草、落葉など）は、受託者の責任により速やかに処分場などへ運搬し適正に処分すること。

(2) 緑地管理作業に伴い発生した処分材（刈芝、剪定枝葉、刈草、拔取り草、落葉など）以外のゴミ類（空き缶、ビニール袋など）も収集し適正に処分すること。

5 災害復旧

台風、風水害等により樹木等に倒木等の被害が及んだ場合は、直ちに復旧措置を行うものとする。

ただし、この措置にかかった費用については、別途精算することとする。

6 報告

業務を実施した時は、報告書等に施設担当者の確認を受け、速やかに報告すること。

様式 1

業 務 実 施 計 画 書

- 1 委託業務の名称 東部運転免許センター緑地管理業務
- 2 施 行 箇 所 沼津市足高字尾上241-10 東部運転免許センター
- 3 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

業 務 内 容	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 2

業 務 代 理 人 等 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 東部運転免許センター緑地管理業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

3 業務代理人等の職名氏名

区 分	職名	フリガナ 氏 名	経 歴 等	生 年 月 日
業 務 代 理 人			別紙のとおり	
主 任 技 術 者			〃	

上記のとおり業務代理人等を定めたので、通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 3

業 務 従 事 者 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 東部運転免許センター緑地管理業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

項番	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日

上記のとおり業務従事者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

所 在 地

受託者 商号又は名称

氏 名

委 託 業 務 実 績 報 告 書

- 1 委 託 業 務 の 名 称 東部運転免許センター緑地管理業務
- 2 施 行 箇 所 沼津市足高字尾上241-10 東部運転免許センター
- 3 報 告 対 象 期 間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

上記委託業務を実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名